

官報

号外 昭和二十九年三月九日

第十九回 衆議院會議録第十七号

昭和二十九年三月九日(火曜日)

議事日程 第十五号

午後一時開議

第一 国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるの件

第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件

日程第一 国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるの件

日程第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議
○議長(堤隆次郎君) これより会議を開きます。

第一 国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるの件

○議長(堤隆次郎君) 日程第一、国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるの件を議題といたします。委員長は報告を求めます。外務委員長上塚司君。

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際司法裁判所規程

第一条

国際連合の主要な司法機関として国際連合憲章によつて設置される国際司法裁判所は、この規程の規定に従つて組織され、且つ、任務を遂行する。

第一章 裁判所の構成

第二条

裁判所は、徳望が高く、且つ、各自の国で最高の司法官に任ぜられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国連のいかなる国を問わず、選挙される独立の裁判官の一団で構成する。

第三条

1 裁判所は、十五人の裁判官で構成し、そのうちのいずれの二人も、同一国の国民であつてはならない。

2 二以上の国の国民と認められることのある者は、裁判所における裁判官の地位については、私権及び公権を通常行使する国の国民とみなす。

第四条

1 裁判所の裁判官は、常設仲裁裁判所の国別裁判官団によつて指名される者の名簿の中から、以下の規定に従つて総会及び安全保障理事会が選挙する。

2 常設仲裁裁判所に代表されない国際連合加盟国については、候補者は、国際紛争の平和的処理に関する千九百七十年のハーグ条約の第四十四条に基づいて常設仲裁裁判所裁判官について規定される条件と同

一の条件で政府が指名のために任命する国別裁判官団が指名する。
3 この規程の当事国であるが国際連合加盟国でない国が裁判所の裁判官の選挙に参加することができ、そのための条件は、特別の協定がない場合には、安全保障理事会の勧告に基づいて総会が定める。

第五条

1 国際連合事務総長は、選挙の日の少くとも三箇月前に、この規程の当事国たる国に属する常設仲裁裁判所の裁判官及び第四条2に基いて任命される国別裁判官団の構成員に対して、裁判所の裁判官の任務を遂行する地位にある者の指名を一定の期間内に国別裁判官団ごとに行ふことを書面で要請しなければならない。

2 いかなる国別裁判官団も、四人をこえて指名することができない。そのうち、自国の国籍を有する者は、二人をこえてはならない。いかなる場合にも、一國別裁判官団の指名する候補者の数は、補充すべき席の数の二倍をこえてはならない。

第六条

各国別裁判官団は、この指名をする前に自国の最高司法裁判所、法律大学及び法律学校並びに法律研究に従事する学士院及び国際学士院の自国の部の意見を求め、これを勧告される。

第七条

1 事務総長は、こゝして指名されるすべての者のアルファベット順の名簿を作成する。第十二条2に

規定する場合を除く外、これらの者のみが選挙される資格を有する。

2 事務総長は、この名簿を総会及び安全保障理事会に提出する。

第八条

総会及び安全保障理事会は、各別に裁判所の裁判官の選挙を行う。

第九条

各選挙において、選挙人は、選挙されるべき者が必要な資格を各自に具備すべきものであることのみならず、裁判官全体のうちに世界の主要文明形態及び主要法系が代表されるべきものであることに留意しなければならない。

第十条

1 総会及び安全保障理事会で投票の絶対多数を得た候補者は、当選したものとす。

2 安全保障理事会の投票は、裁判官の選挙のためのものであると第十二条に規定する協議会の構成員の任命のためのものであるとを問わず、安全保障理事会の常任理事国と非常任理事国との区別なしに行ふ。

第十一条

選挙のために開かれた第一回の会の後になお補充すべき一以上の席がある場合には、第二回の会を、また、必要があるときは第三回の会を開く。

昭和二十九年三月九日 衆議院會議第十七号 國際連合總會の定めた条件を受諾して國際司法裁判所規程の當事國となることについて承認を求めるの件

一三六

第十二条

1 第三回の会の後に二以上の席がなお補充されないときは、なお空席たる各席について一人を總會及び安全保障理事会の各別の採択に付するために絶対多数の投票によつて選出する目的で、三人は總會によつて、三人は安全保障理事会によつて任命される六人からなる連合協議会を總會又は安全保障理事会のいずれかの要請によつていつて設けることができる。

2 必要な条件を満たす者について連合協議会が全会一致で合意した場合に、この者は、第七条に掲げる指名名簿に記載されていなくとも、協議会の名簿に記載されることができ、連合協議会が当選者を確保することができると認めるときは、既に選挙された裁判所の裁判官は、總會又は安全保障理事会のいずれかで投票を得た候補者のうちから選定して、安全保障理事会の定める期間内に空席の補充を行ふことができる。

4 裁判官の間で投票が同数である場合には、最年長の裁判官は、決定投票権を有する。

第十三条

1 裁判所の裁判官は、九年の任期で選挙され、再選されることができ、但し、第一回の選挙で選挙された裁判官のうち、五人の裁判官の任期は三年の終に終了し、他の五人の裁判官の任期は六年の終に終了する。

2 前記の最初の三年及び六年の期間の終に任期が終了すべき裁判官は、第一回の選挙が完了した後直ちに事務総長がくじで選定する。

3 裁判所の裁判官は、後任者の補充に至るまで職務の執行を継続し、補充後も、既に着手した事件を完結しななければならない。

4 裁判所の裁判官が辞任する場合に、辞表は、裁判所長に提出され、事務総長に転達される。この転達によつて空席が生ずる。

第十四条

空席は、後段の規定に従うことを条件として、第一回の選挙について定める方法と同一の方法で補充しなければならない。事務総長は、空席が生じた時から一個月以内に第五条に規定する招請状を発するものとし、選挙の日、安全保障理事会が定める。

第十五条

任期がまだ終了しない裁判官の後任者として選挙される裁判所の裁判官は、前任者の残任期間中に在任するものとする。

第十六条

1 裁判所の裁判官は、政治上又は行政上のいかなる職務を行うことも、職業的性質をもつ他のいかなる業務に従事することもできない。

第十七条

1 裁判所の裁判官は、いかなる事件においても、代理人、補佐人又は弁護人として行動することができない。

2 裁判所の裁判官は、一方の當事者の代理人、補佐人若しくは弁護人として、国内裁判所若しくは國際裁判所の裁判官として、調査委員会の構成員として、又はその他の資格において干渉したことのあつていかなる事件の裁判にも参与することができない。

この点に関する疑義は、裁判所の裁判で決定する。

第十八条

1 裁判所の裁判官は、必要な条件を満たさないようになつた他の裁判官が全会一致で認める場合を除く外、解任することができない。

2 解任の正式の通告は、裁判所書記が事務総長に対して行う。

3 この通告によつて空席が生ずる。

第十九条

裁判所の裁判官は、裁判所の事務に従事する間、外交官の特権及び免除を享有する。

第二十条

裁判所の各裁判官は、職務をとる前に、公平且つ誠実にその職権を行使すべきことを公開の法廷で厳密に宣言しなければならない。

第二十一条

1 裁判所は、三年の任期で裁判所長及び裁判所次長を選挙する。裁判所長及び裁判所次長は、再選されることができ、

2 裁判所は、裁判所書記を任命するものとし、その他の必要な職員を任命について規定することができ、

1 裁判所の所在地は、ヘーグとする。

但し、裁判所が望ましいと認める場合に他の地で開廷して任務を遂行することを妨げない。

2 裁判所長及び裁判所書記は、裁判所の所在地に居住しなければならない。

第二十三条

1 裁判所は、裁判所の休暇を除く外、常に開廷され、休暇の時期及び期間は、裁判所が定める。

2 裁判所の裁判官は、定期休暇をとる権利を有する。その時期及び期間は、ヘーグと各裁判官の家庭との間の距離を考慮して、裁判所が定める。

3 裁判所の裁判官は、休暇の場合又は病氣その他裁判所長が正当と認める重大な事由による故障の場合を除く外、常に裁判所の指示の下にある義務を負う。

第二十四条

1 裁判所の裁判官は、特別の理由によつて特定の事件の裁判に自己が参与すべきでないとき、裁判所長は、その旨を通報しなければならない。

2 裁判所長は、裁判所の裁判官が特別の理由によつて特定の事件に参与すべきでないとき、その旨を通報するものとする。

3 前記のいずれの場合においても、裁判所の裁判官及び裁判所長の意見が一致しないときは、裁判所の裁判で決定する。

第二十五条

1 この規程に別段の明文規定がある場合を除く外、裁判所は、全員が出席して開廷する。

2 裁判所を構成するために指示の下にある裁判官の数が十一人を下らないことを条件として、裁判所規則は、事情に依り且つ順番に一人又は二人以上の裁判官の出席を免除することができる旨を規定することができる。

3 裁判所を成立させるに足る裁判官の定数は、九人とする。

第二十六条

1 裁判所は、特定の種類の事件たとえば、労働事件並びに通過及び運輸通信に関する事件の処理のために、裁判所が決定するところにより三人以上の裁判官からなる一又は二以上の部を随時設けることができる。

2 裁判所は、特定の事件の処理のためにいつでも部を設けることができる。この部を構成する裁判官の数は、當事者の承認を得て裁判所が決定する。

3 當事者の要請があるときは、事件は、本条に規定する部が審理し、及び裁判する。

第二十七条

第二十六条及び第二十九条に定める部のいずれかが言渡す判決は、裁判所が言渡ししたものとなる。

第二十八条

第二十六条及び第二十九条に定める部は、當事者の同意を得てヘーグ以外の地で開廷して任務を遂行することができる。

第二十九条

事務の迅速な処理のために、裁判所は、當事者の要請によつて簡易手続で事件を審理し、及び裁判することができる五人の裁判官からなる

部を毎年設ける。なお、出席することができない裁判官に交替するため、二人の裁判官を選定する。 第三十条 1 裁判所は、その任務を遂行するために規則を定める。裁判所は、特に、手続規則を定める。 2 裁判所規則は、裁判所又はその部に投票権なしで出席する補佐員について規定することができる。 第三十一条 1 各当事者の国籍裁判官は、裁判所に係属する事件について出席する権利を有する。 2 裁判所がその裁判官席に当事者の一の国籍裁判官を有する場合に、他のいづれの当事者も、裁判官として出席する者一人を選定することができる。この者は、第四及第五條の規定により候補者として指名された者のうちから選定されることが望ましい。 3 裁判所が裁判官席に当事者の国籍裁判官を有しない場合には、各当事者は、本条の二の規定により裁判官を選定することができる。 4 本条の規定は、第二十六條及び第二十九條の場合に適用する。この場合には、裁判所長は、部を構成する裁判官中の一人又は必要があるときは二人に対して、関係当事者の国籍裁判官のために、また、国籍裁判官がないときは又は出席することができないときは当事者が特に選定する裁判官のために、席を譲るよう要請しなければならない。 5 多数当事者が同一利害関係にある場合には、その多数当事者は、前記の規定の適用上、一当事者とみなす。この点に關する疑義は、裁判所の裁判で決定する。 6 本条2、3及び4の規定によつて選定される裁判官は、この規程の第二條、第十七條2、第二十條及び第二十四條が要求する条件をみたさなければならない。これらの裁判官は、その同僚と完全に平等の条件で裁判に参与する。 第三十二條 1 裁判所の各裁判官は、年俸を受ける。 2 裁判所長は、特別の年手当を受ける。 3 裁判所次長は、裁判所長の職務をとる各日について特別の手当を受ける。 4 第三十一條により選定される裁判官で裁判所の裁判官でないものは、その職務をとる各日について補償を受ける。 5 これらの俸給、手当及び補償は、總會が定めるものとし、任期中は減額してはならない。 6 裁判所書記の俸給は、裁判所の提議に基いて總會が定める。 7 裁判所の裁判官及び書記に恩給を支給する条件並びに裁判所の裁判官及び書記がその旅費の弁償を受ける条件は、總會が採択する規則によつて定める。 8 前記の俸給、手当及び補償は、すべての租税を免除されなければならない。 第三十三條 裁判所の費用は、總會が定める方法で國際連合が負担する。	第二章 裁判所の管轄 第三十四條 1 国のみが、裁判所に係属する事件の当事者となることができる。 2 裁判所は、その規則で定める条件で、裁判所に係属する事件に關係のある情報を公的國際機關から請求することができるが、また、同機關が自発的に提供することによつて情報を受領する。 3 公的國際機關の組織文書又はこの文書に基いて採択される國際條約の解釈が裁判所に係属する事件において問題となる場合には、裁判所書記は、当該公的國際機關にその旨を通告し、且つ、すべての書面手続の贈本を送付する。 第三十五條 1 裁判所は、この規程の当事国である諸國に開放する。 2 裁判所をその他の國に開放するための条件は、現行諸條約の特別の規定を留保して、安全保障理事會が定める。但し、この条件は、いかなる場合にも、当事者を裁判所において不平等の地位におくものであつてはならない。 3 國際連合加盟國でない國が事件の当事者である場合には、裁判所は、その当事者が裁判所の費用について負担する額を定める。但し、この規定は、その國が裁判所の費用を分担しているときは、適用しない。 第三十六條 1 裁判所の管轄は、当事者が裁判所に付託するすべての事件及び國際連合憲章又は現行諸條約に特に規定するすべての事項に及ぶ。	2 この規程の当事国である國は、次の事項に關するすべての法律的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の國に對する關係において當然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。 a 條約の解釈 b 國際法上の問題 c 認定されれば國際義務の違反となるような事実の存在 d 國際義務の違反に對する賠償の性質又は範圍 3 前記の宣言は、無条件で、多数の國若しくは一定の國との相互条件で、又は一定の期間を付して行うことができる。 4 その宣言書は、國際連合事務總長に寄託され、事務總長は、その贈本を規程の当事國及び裁判所書記に送付する。 5 常設國際司法裁判所規程第三十六條に基いて行われた宣言でなお効力を有するものは、この規程の当事國の間では、宣言が今後存続すべき期間中及び宣言の條項に従つて國際司法裁判所の義務的管轄を受諾しているものとみなす。 6 裁判所が管轄権を有するかどうかについて争がある場合には、裁判所の裁判で決定する。 第三十七條 現行諸條約が國際連盟の設けた裁判所又は常設國際司法裁判所にある事項に付託すること規定している場合には、その事項は、この規程の当事國の間では國際司法裁判所に付託される。	第三十八條 1 裁判所は、付託される紛争を國際法に従つて裁判することを任務とし、次のものを適用する。 a 一般又は特別の國際條約で係争國が明らかに認めた規則を確立しているもの b 法として認められた一般慣行の証拠としての國際慣習 c 文明國が認めた法の一般原則 d 法則決定の補助手段としての裁判上の判決及び諸國の最も優秀な國際法學者の學說。但し、第五十九條の規定に従うことを条件とする。 2 この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基いて裁判をする權限を害するものではない。 第三章 手続 第三十九條 1 裁判所の公用語は、フランス語及び英語とする。事件をフランス語で處理することに当事者が同意したときは、判決は、フランス語で行う。事件を英語で處理することには当事者が同意したときは、判決は、英語で行う。 2 いずれの公用語を使用するかについては合意がないときは、各当事者は、その選択する公用語を争訟において使用することができるが、裁判所の裁判は、フランス語及び英語で行う。この場合には、裁判所は、同本文中のいずれを正文とするかをあわせて決定する。 3 裁判所は、いずれかの当事者の要請があつたときは、この当事者がフランス語又は英語以外の言語	部を毎年設ける。なお、出席することができない裁判官に交替するため、二人の裁判官を選定する。 第三十条 1 裁判所は、その任務を遂行するために規則を定める。裁判所は、特に、手続規則を定める。 2 裁判所規則は、裁判所又はその部に投票権なしで出席する補佐員について規定することができる。 第三十一条 1 各当事者の国籍裁判官は、裁判所に係属する事件について出席する権利を有する。 2 裁判所がその裁判官席に当事者の一の国籍裁判官を有する場合に、他のいづれの当事者も、裁判官として出席する者一人を選定することができる。この者は、第四及第五條の規定により候補者として指名された者のうちから選定されることが望ましい。 3 裁判所が裁判官席に当事者の国籍裁判官を有しない場合には、各当事者は、本条の二の規定により裁判官を選定することができる。 4 本条の規定は、第二十六條及び第二十九條の場合に適用する。この場合には、裁判所長は、部を構成する裁判官中の一人又は必要があるときは二人に対して、関係当事者の国籍裁判官のために、また、国籍裁判官がないときは又は出席することができないときは当事者が特に選定する裁判官のために、席を譲るよう要請しなければならない。 5 多数当事者が同一利害関係にある場合には、その多数当事者は、前記の規定の適用上、一当事者とみなす。この点に關する疑義は、裁判所の裁判で決定する。 6 本条2、3及び4の規定によつて選定される裁判官は、この規程の第二條、第十七條2、第二十條及び第二十四條が要求する条件をみたさなければならない。これらの裁判官は、その同僚と完全に平等の条件で裁判に参与する。 第三十二條 1 裁判所の各裁判官は、年俸を受ける。 2 裁判所長は、特別の年手当を受ける。 3 裁判所次長は、裁判所長の職務をとる各日について特別の手当を受ける。 4 第三十一條により選定される裁判官で裁判所の裁判官でないものは、その職務をとる各日について補償を受ける。 5 これらの俸給、手当及び補償は、總會が定めるものとし、任期中は減額してはならない。 6 裁判所書記の俸給は、裁判所の提議に基いて總會が定める。 7 裁判所の裁判官及び書記に恩給を支給する条件並びに裁判所の裁判官及び書記がその旅費の弁償を受ける条件は、總會が採択する規則によつて定める。 8 前記の俸給、手当及び補償は、すべての租税を免除されなければならない。 第三十三條 裁判所の費用は、總會が定める方法で國際連合が負担する。
---	---	---	---	---

昭和二十九年三月九日 衆議院會議録第十七号 國際連合總會の定めた条件を受諾して國際司法裁判所規程の当事國となることについて承認を求めの件

を使用することを許可しなければならぬ。

第四十条

1 裁判所に対する事件の提起は、場合に応じて、特別の合意の通告によつて、又は書面の請求によつて、裁判所書記に於て行ふ。いずれの場合にも、紛争の主題及び当事者が示されていなければならぬ。

2 裁判所書記は、この請求を直ちにすべての利害関係者に通知する。

3 裁判所書記は、また、事務総長を経て国際連合加盟国に、及び裁判所で裁判を受けることができる国に通告する。

第四十一条

1 裁判所は、事情によつて必要と認めるときは、各当事者のそれぞれの権利を保全するためにとられるべき暫定措置を指示する権限を有する。

2 終結判決があるまでは、指示される措置は、直ちに当事者及び安全保障理事会に通告される。

第四十二条

1 当事者は、代理人によつて代表される。

2 当事者は、裁判所で補佐人又は弁護人の援助を受けることができる。

第四十三条

1 手続は、書面及び口頭の二部分からなる。

2 書面手続とは、申述書、答弁書及び必要があるときは抗弁書並びに援用のためのすべての文書及び書類を裁判所及び当事者に送付することをいふ。

3 この送付は、裁判所が定める順序及び期間内において、裁判所書記を経て行ふ。

4 一方の当事者から提出したすべての書類の認証書は、他方の当事者に送付する。

5 口頭手続とは、裁判所が証人、鑑定人、代理人、補佐人及び弁護人から行ふ聴取をいふ。

第四十四条

1 代理人、補佐人及び弁護人以外の者に対するすべての通告の送達については、裁判所はその通告が送達されるべき地の属する国の政府に於て直接に行ふ。

2 1の規定は、実地について証拠を収集するために手続を行ふべきすべての場合に適用する。

第四十五条

弁論は、裁判所長又は、所長が指揮することができないときは、裁判所次長の統制の下にあるものとし、所長及び次長がいずれも指揮することができないときは、出席する先任の裁判官が指揮するものとする。

第四十六条

裁判所における弁論は、公開とする。但し、裁判所が別段の決定をするとき、又は両当事者が公開としないことを請求したときは、この限りでない。

第四十七条

1 調書は、弁論ごとに作成し、裁判所書記及び裁判所長がこれに署名する。

2 この調書のみを公正の記録とする。

第四十八条

裁判所は、事件の進行について命令を発し、各当事者が陳述を完結すべき方式及び時期を定め、且つ、証拠調に関するすべての措置をとる。

第四十九条

裁判所は、弁論の開始前でも、書類を提出し、又は説明をするように代理人に要請することができる。拒絶があつたときは、そのことを正式に記録にとどめる。

第五十条

裁判所は、その選択に従つて、個人、団体、官公庁、委員会その他の機関に、取調を行うこと又は鑑定をすることをいつでも囑託することができる。

第五十一条

弁論中は、関係のある質問は、第三十条に掲げる手続規則中に裁判所が定める条件に基いて、証人及び鑑定人に対して行われ。

第五十二条

裁判所は、証拠及び証言を裁判所が定める期間内に受理した後は、一方の当事者の同意がない限り、他方の当事者が提出することを希望する新たな人証又は書証の受理を拒否することができる。

第五十三条

1 一方の当事者が出廷せず、又はその事件の防禦をしない場合には、他方の当事者は、自己の請求に有利に裁判するように裁判所に要請することができる。

2 裁判所は、この裁判をする前に、裁判所が第三十六条及び第三十七条に従つて管轄権を有することのみならず、請求が事実上及び法律上充分に根拠をもつことを確認しなければならぬ。

第五十四条

1 裁判所の指揮の下に代理人、補佐人及び弁護人が事件の主張を完了したときは、裁判所長は、弁論の終結を言い渡す。

2 裁判所は、判決を議するため、退廷する。

3 裁判所の評議は、公開せず、且つ、秘密とする。

第五十五条

1 すべての問題は、出席した裁判官の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、裁判所長又はこれを代る裁判官は、決定投票権を有する。

第五十六条

1 判決には、その基礎となる理由を掲げる。

2 判決には、裁判に参与した裁判官の氏名を掲げる。

第五十七条

判決がその全部又は一部について裁判官の全員一致の意見を表明していないときは、いずれの裁判官も、個別の意見を表明する権利を有する。

第五十八条

判決には、裁判所長及び裁判所書記が署名する。判決は、代理人に正当に通告して公開の法廷で朗読する。

第五十九条

裁判所の裁判は、当事者間において且つその特定の事件に關してのみ拘束力を有する。

判決は、最終とし、上訴を許さない。判決の意義又は範圍について争がある場合には、裁判所は、いずれかの当事者の要請によつてこれを解釈する。

第六十条

1 判決の再審の請求は、決定的要素となる性質をもつ事実で判決があつた時に裁判所及び再審請求当事者に知られていなかったものの発見を理由とする場合に限り、行ふことができる。但し、その事実を知らなかつたことが過失によらなかつた場合に限る。

2 再審の手続は、新事実の存在を確認し、この新事実が事件を再審に付すべき性質をもつものであることを認め、且つ、請求がこの理由から許すべきものであることを言い渡す裁判所の判決によつて開始する。

3 裁判所は、再審の手続を許す前に、原判決の条項に予め従うべきことを命ずることができる。

4 再審の請求は、新事実の発見の時から起くとも六個月以内に行わなければならない。

5 判決の日から十年を経過した後には、いかなる再審の請求も、行ふことができない。

第六十一条

1 事件の裁判によつて影響を受けることのある法律の性質の利害関係をもちと認める國は、参加の許可の要請を裁判所に行ふことができる。

第六十二条

1 事件の裁判によつて影響を受けることのある法律の性質の利害関係をもちと認める國は、参加の許可の要請を裁判所に行ふことができる。

2 裁判所は、この要請について決定する。

第六十三条

1 事件に關係する国以外の国が当事国である条約の解釈が問題となる場合には、裁判所書記は、直ちにこれらのすべての国に通告する。

2 この通告を受けた各該国は、手続に参加する権利を有するが、この権利を行使した場合に、判決によつて与えられる解釈は、その国もひとしく拘束する。

第六十四条

裁判所が別段の決定をしない限り、各当事者は、各自の費用を負担する。

第四章 勧告的意見

第六十五条

1 裁判所は、国際連合憲章によつて又は同憲章に從つて要請することと許可される団体の要請があつたときは、いかなる法律問題についても勧告的意見を与えることができる。

2 裁判所の勧告的意見を求める問題は意見求める問題の正確な記述を掲げる請求書によつて裁判所に提出するものとする。この請求書には、問題を明らかにすることができるとするすべての書類を添付するものとする。

第六十六条

1 裁判所書記は、勧告的意見の要請を、裁判所で裁判を受けることができるすべての国に直ちに通告する。

2 裁判所書記は、また、裁判所で裁判を受けることができる国又は

は国際機関で問題に関する資料を提供することができる裁判所又は、開廷中でないときは、裁判所長が認めるものに対して、裁判所が裁判所長の定める期間内にこの問題に関する陳述書を受理し、又は特に開かれる公開の法廷でこの問題に関する口頭陳述を聴取する用意があることを、特別の且つ直接の通知によつて通告する。

3 裁判所で裁判を受けることができない前記の国は、本条2に掲げる特別の通知を受領しなかつたときは、陳述書を出し、又は聴取される希望を表明することができ、裁判所は、これについて決定する。

4 書面若しくは口答の陳述又はこの双方の陳述を行つた国及び機関は、裁判所又は、開廷中でないときは、裁判所長が各該の事件について決定する形式、範囲及び期間内において、他の国又は機関が行つた陳述について意見を述べることが許される。このために、裁判所書記は、前記の書面の陳述を、同様の陳述を行つた国及び機関に適當な時期に送付する。

第六十七条

裁判所は、事務総長並びに直接に關係のある国際連合加盟国、その他の国及び国際機関の代表者に通告した後、公開の法廷で勧告的意見を発表する。

第六十八条

勧告の任務の遂行については、以上の外、裁判所は、適用することができる認めざる範圍内で、係争事件に適用されるこの規程の規定による。

第五章 改正

第六十九条

この規程の改正は、国際連合憲章が同憲章の改正について規定する手続と同一の手続で行く。但し、総会がこの規程の当事国で国際連合加盟国でないものの参加に關して安全保障理事会の勧告に基いて採択することのある規定に従ふものとする。

第七十条

裁判所は、必要と認めるこの規程の改正を、第六十九条の規定による審議のために事務総長に於てた通告書で提案する権限を有する。

決議

日本国が国際司法裁判所規程の当事国となるための条件に關して千九百五十三年十二月九日に國際連合總會第四百七十一回本會議で採択された決議

日本國政府は、千九百五十三年十二月二十四日付の國際連合事務總長に於てた通報を以て、日本國が國際司法裁判所規程の當事國となるための條件を承認したい旨の希望を表明したので、

國際連合憲章第九十三條2は、國際連合加盟國でない國が、安全保障理事會の勧告に基いて總會が各場合決定する條件で、國際司法裁判所規程の當事國となることができ旨を規定しているもので、

安全保障理事會は、この問題に關する勧告を採択したので、

總會は、

憲章第九十三條2に從つて、安全

保障理事會の勧告に基き、日本國が國際司法裁判所規程の當事國となるための條件を次のとおり決定する。

日本國は、日本國政府のために署名され、且つ、日本國の憲法上必要ならばそれに從つて批准された文書を、國際連合事務總長に寄託した日に、國際司法裁判所規程の當事國となる。その文書は、次の事項を含むものとする。

(a) 國際司法裁判所規程の規定を受諾すること。

(b) 憲章第九十四條に基く國際連合加盟國のすべての義務を受諾すること。

(c) 總會が日本國政府と協議の上隨時割り當てる公正な金額を國際司法裁判所の費用のため負担することを約束すること。

國際連合總會の定めた條件を受諾して國際司法裁判所規程の當事國となることについて承認を求めるの件に關する報告書

「最終報告の附録に掲載」

「上條司君登壇」

○上條司君 ただいま議題となりました、國際連合總會の定めた條件を受諾して國際司法裁判所規程の當事國となることについて承認を求めるの件につき、外務委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、これを要約いたしますれば、國際司法裁判所に當事國として參加することの承認を求めることであります。元來、國際連合加盟國は、同憲章第九十三條1により、當然に國際司法裁判所規程の當事國となることにな

つておりますが、同条2により、安全保障理事會の勧告に基いて總會が各場合決定する條件で國際司法裁判所規程の當事國となることとすることができるとなつております。わが國はいまだ國際連合加盟國でないもので、昨年十月二十四日、この規定に基きまして、國際司法裁判所の當事國となるための條件を國際連合事務總長に問ひ合せておりましたところ、國際連合總會はその條件を決定して、昨年十二月十四日、事務總長から正式にこれを通告して來たのであります。その條件の内容は、第一に、國際司法裁判所規程を受諾すること、第二に、國際連合憲章第九十四條に基く國際連合加盟國のすべての義務を受諾すること、第三に、裁判所の費用を分担することの三つであります。これが先例に照し、しても當然な條件であると考えられます。わが國は、この條件に対する受諾書を國際連合事務總長に寄託することにより、國際司法裁判所規程の當事國となることとすることができ、この當事國となり得ます。今後諸外國との國際紛争を國際司法裁判所に付託し、これを平和的に解決する道が開かれるわけでありま

す。

本件は、二月十七日內閣から國會に提出され、同日本委員會に付託されましたので二月二十日、三月三日及び六日の三回にわたり委員會を開き、政府當局の説明を聞き、質疑の後、討論に入り、自由黨福田繁泰君、改進黨須磨彌吉郎君、日本社會黨戸叶里子君及び日本社會黨櫻橋七郎君から、それらの黨を代表して賛成の意を表明され、續いて採決の結果、全会一致をもつて

昭和二十九年三月九日 衆議院會議第十七号 国立学校設置法の一部を改正する法律案 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

これを承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋本次郎君) 採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(橋本次郎君) 日程第二、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長辻寛一君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法

律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(国立学校)

第二条 この法律で「国立学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校で国が設置するものをいう。

2 大学以外の国立学校は、この法律に特別の定めをするものの外、政令で定めるところにより、国立大学又は国立大学の学部(附属して設置するものとする)に改める。

第三条の表北海道大学の項中「函館水産専門学校」及び同表東京水産大学の項中「第一水産講習所」を削り、同表神戸大学の項中「文理学部」を「文学部」に、「経理学部」を「経済学部」に、同表愛媛大学の項中「工学部」を「工学部」に改める。

第三条の三の表中

福島大学経済短期大学部	福島県	福島大学
群馬大学工業短期大学部	群馬県	群馬大学

山形大学工業短期大学部	山形県	山形大学
福島大学経済短期大学部	福島県	福島大学
群馬大学工業短期大学部	群馬県	群馬大学
埼玉大学経済短期大学部	埼玉県	埼玉大学

に、「山口大学工業短期

和歌山大学経済短期大学部	和歌山県	和歌山大学
岡山大学法経短期大学部	岡山県	岡山大学
山口大学工業短期大学部	山口県	山口大学
徳島大学工業短期大学部	徳島県	徳島大学

和歌山大学
岡山大学
山口大学
徳島大学
に改める。

第四条第一項の表中東京工業大学の項を次のように改める。

東京工業大学	建築材料研究所	資源化学研究所	精密工学研究所	東京部
東京工業大学	建築材料研究所	資源化学研究所	精密工学研究所	東京部

第五条を次のように改める。

(本部附属の教育研究施設)

第五条 国立大学の学部に、て部省令で定めるものを除く外、当該教育施設又は研究施設を置く。

2 前項の教育施設又は研究施設の名称及び内部組織は、同項の文部省令で定めるものを除く外、当該大学が定める。

第九条中「別表第一及び第二による」を「別表第一及び第二による」に改める。

第十四条中「及び定員について」を削る。

附則中第八項及び第九項を削り、第十項を第八項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

別表第一及び第二を削る。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

二四〇

第三としては、東京工業大学に附置している六つの研究所を四研究所に整備統合しようとするものであります。さらに第四としては、学年通行によつて全学生が存在しなくなった国立大学に包括されている旧制学校を廃止しようとするものであります。

最後に第五として、各国立学校ごとの職員定員の細目は、行政機関職員定員法に定める国立学校の職員の定員の範囲内において今後は政令で定めるように改めようとしている点であります。

本案は二月十一日委員会に付託、慎重審査の上、きわめて妥当な改正案であることと認め、三月八日、討論を省略、採決いたしました結果、起立多数をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋本次郎君) 採決いたします。本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(橋本次郎君) 日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題とします。この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(橋本次郎君) 荒瀬君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。厚生委員会理事古屋菊男君。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十四条中「三箇月」を「六箇月」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三の次に次の一条を加える。

第十八条ノ四 日雇健康勘定ノ積立金ハ日雇労働者健康保険事業ノ経費上ノ財源ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限り同勘定ノ歳入ニ繰入ルコトヲ得

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表社会保険審議会の中「船員保険事業」を「日雇労働者健康保険事業、船員保険事業」に改める。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

古屋菊男君登壇

○古屋菊男君、ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

日雇労働者健康保険法は、第十六回国会において制定、本年一月十五日から全面的に施行され、三月からは保険給付が開始されることとなつておりますが、御承知の通り、本法の給付内容は、療養給付及び家族療養費の支給期間が三箇月となつており、本法制定以来常にその改善が要望されて参つたのであります。今回の改正は、その第一歩として、とりあへず必要な給付期間の延長を行い、現行の三箇月を改めて六箇月としようとするものであります。

本法案は二月二十二日本委員会に付託せられ、同二十四日政府与提案理由の説明を聴取したものであります。三月九日質疑を終了し、討論に入り、まじ、日本社会党を代表して柳田委員、日本社会党を代表して杉山委員より、それぞれ希望条件を付して賛成意見の開陳があつたのであります。次いで採決に入りましたところ、本法案は全会一致原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

午後一時四十八分散会

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 陸奥君
出席政府委員

外務政務次官 小淵 彬君
文部政務次官 福井 勇君

朗読を省略した報告

一、去る六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

法律

一、去る六日国会において議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

一、昨八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 山崎 岩男君

一、昨八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

決算委員 岡本 忠雄君

一、昨八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員

小澤佐重君 鈴木 仙八君
橋本 龍伍君 山本 勝市君
木下 郁君 小平 忠君

一、昨八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員

鈴木 善幸君 松田 鐵蔵君

山本 友二君 小枝 一雄君
平岡忠次郎君 松平 忠久君

一、去る六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

商品取引所法の一部を改正する法律案

一、去る六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

商品取引所法の一部を改正する法律案内閣提出第七七号(子)

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

特別審査復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

港務法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案

昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

財政法第四十二条の特例に関する法律案

一、去る六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案

医薬関係審議会設置法案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

一、昨八日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

医療法の一部を改正する法律案

一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

地方行政委員会 付託

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

昭和二十九年三月九日 衆議院會議録第十七号 議員の報告

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

以上二件 法務委員会 付託
出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案(内閣提出第八一号)

交付税及び地方税配付金特別会計法案(内閣提出第八五号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

以上三件 大蔵委員会 付託

医業関係審議会設置法案(内閣提出第八二号)

厚生委員会 付託
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

郵政委員会 付託
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

以上二件 建設委員会 付託
一、昨八日予備審査のため内閣から送付された隣案は次の委員会に付託された。

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)(全)

厚生委員会 付託
一、昨八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

国鉄下河原線多摩駅開設及び中央線国分寺駅の混雑緩和に関する質問主意書(山花秀雄君提出)

衆議院會議録第十五号中正誤

頁 段 行	誤	正
二五 四 三 伺い	向い	
二五 四 三 発見	発見	
二五 一 七 ば やもんれ	ば やもすれ	
二五 一 七 力の	内の	
二五 三 三 インフレ約	インフレ的	
二五 三 三 政策と	政策を	
二五 三 三 討論	討論	
二五 三 三 真偽	真偽	

衆議院會議録第十六号中正誤

頁 段 行	誤	正
三三 五 末 裁決	採決	
三三 五 末 報告	布告	
三七 二 〇 法律案の	法律の	
三七 二 〇 規定に	規定に	

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価一部 十五円

発行所

東京市本町一丁目
大蔵省印刷局
電話九段四三〇〇
電報東京四〇〇〇